

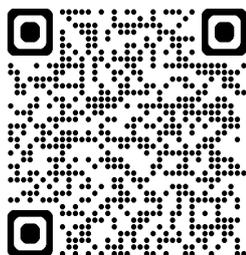
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある 先発医薬品の選定療養費について

令和6年度診療報酬改定により、患者様の希望により先発医薬品を処方した場合に、先発医薬品と後発医薬品の差額の一部を、選定療養費として患者様にご負担いただく制度が令和6年10月1日から開始されます。

【対象となる医薬品】

- ・ 外来患者の院内処方、院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した先発医薬品
- ・ 後発医薬品への置換率が50%以上の先発医薬品

【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し、先発医薬品を処方した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品の場合

【自己負担額について】

- ・ 後発医薬品内での最高価格と、先発医薬品の価格との価格差の4分の1（別途消費税がかかります）

